

## 子どもの貧困対策の強化に関する意見書

厚生労働省が本年7月に公表した「平成25年国民生活基礎調査」では、親などが貧困状態の家庭で育つ17歳以下の子どもの割合(子どもの貧困率)が過去最悪の16.3%であることが明らかになりました。子どもの6人に1人が貧困状態という深刻な実態を抜本的に改善することが急務となっています。

国連総会は、「子どもの貧困」は、子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられるとの認識を示し、各国に克服を求めています。日本においても子どもの貧困の解消は緊急の課題として位置付けられなければなりません。

政府は、本年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。この大綱は、昨年の国会において全会一致で成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき定められたものです。

この大綱では、学校を窓口として貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくためのスクールソーシャルワーカーの増員など、一定程度の対策は具体化されていますが、より効果を上げるための数値目標の設定や、より広範囲な施策の実現など、これからの取組が期待されます。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律は、親から子への「貧困の連鎖」を断ち切る第一歩となる法律であり、子どもが生まれ育った環境で将来が左右されないことなどを目的として制定されたものです。

よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、この法律の原点に立ち返り、従来の政策の延長線上にとどまらない、実効性のある貧困対策の強化を図ることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年9月30日

墨田区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
女性活躍担当大臣  
行政改革担当大臣

} あて